（教育訓練）

第二十一条の二　法第二十二条の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

一　［略］

二　放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入つた後にあつては前回の教育及び訓練を行つた日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。

三　取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては前回の教育及び訓練を行つた日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。

四　前二号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に定める項目について施すこと。

［イ・ロ　略］

ハ　放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程

［号の細分を削る。］

五　［略］

［2・3　略］

（記帳）

第二十四条　法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一　許可届出使用者については、次によるものとする。

［イ～ヨ　略］

タ　放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数（第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。）並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

レ　第二十二条の三第一項に規定する場所において、外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度の確認の方法及び確認をした者の氏名並びに同項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入つた者の氏名

［二～四　略］

五　法第三十三条の三第一項の規定により濃度確認を受けようとする者については、前各号に定めるもののほか、次によるものとする。

イ　濃度確認対象物（放射性汚染物であつて、法第三十三条の三第一項の規定により濃度確認を受けようとするものをいう。以下同じ。）の種類、発生日時及び場所

ロ　評価単位（濃度確認対象物について、その全体を二以上の集合に分割して一の集合ごとに放射能濃度の測定及び評価を行う場合、又はその全体を一の集合として放射能濃度の測定及び評価を行う場合における当該それぞれの集合をいう。以下同じ。）ごとの重量及び当該評価単位に含まれる評価対象放射性同位元素（評価単位に含まれる放射性同位元素であつて、法第三十三条の三第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、測定及び評価を行うものをいう。以下同じ。）の種類ごとの濃度

［ハ～チ　略］

［2・3　略］

（教育訓練）

第二十一条の二　法第二十二条の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

一　［同上］

二　放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入つた後にあつては一年を超えない期間ごとに行わなければならない。

三　取扱等業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては一年を超えない期間ごとに行わなければならない。

四　前二号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に定める項目について施すこと。

［イ・ロ　同上］

ハ　放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令

ニ　放射線障害予防規程

五　［同上］

［2・3　同上］

（記帳）

第二十四条　法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一　許可届出使用者については、次によるものとする。

［イ～ヨ　同上］

タ　放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

レ　第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入つた者の氏名

［二～四　同上］

五　法第三十三条の二第一項の規定により濃度確認を受けようとする者については、前各号に定めるもののほか、次によるものとする。

イ　濃度確認対象物（放射性汚染物であつて、法第三十三条の二第一項の規定により濃度確認を受けようとするものをいう。以下同じ。）の種類、発生日時及び場所

ロ　評価単位（濃度確認対象物について、その全体を二以上の集合に分割して一の集合ごとに放射能濃度の測定及び評価を行う場合、又はその全体を一の集合として放射能濃度の測定及び評価を行う場合における当該それぞれの集合をいう。以下同じ。）ごとの重量及び当該評価単位に含まれる評価対象放射性同位元素（評価単位に含まれる放射性同位元素であつて、法第三十三条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、測定及び評価を行うものをいう。以下同じ。）の種類ごとの濃度

［ハ～チ　同上］

［2・3　同上］